

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	10	担当課	農業経済課
法令名	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令	根拠条項	59	許認可等の内容	特定組合の承認
1	根拠規定 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第59条 令(農業協同組合法施行令)第32条第1項の主務大臣が定める基準に該当する農業協同組合は、行政庁の承認を受けるものとする。				
2	審査基準 ○ 農業協同組合法施行令第31条並びに第32条第1項及び第3項第2号から第4号までの規定に基づく主務大臣の指定する金融機関等(平成13年12月28日金融庁・農林水産省告示第19号)第2条 令第32条第1項の主務大臣が定める基準は、次のとおりとする。 (1) 貯金及び定期積金の合計額が500億円以上であること。 (2) 次に掲げる全ての要件を満たすことにより、財産的基盤が安定しており、財務内容が健全であること。 イ 直近の事業年度末における単体自己資本比率(農業協同組合法第94条の2第3項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府・大蔵省・農林水産省令第13号)第1条第3項に規定する単体自己資本比率をいう。)が同条第1項の表の自己資本の充実の状況に係る区分のうち非対象区分に属すること(自己資本の充実の状況に係る区分のうち第3区分以外の区分に該当する組合の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合を除く。)及び直近の事業年度末における連結自己資本比率(同条第4項に規定する連結自己資本比率をいう。)が同条第2項の表の自己資本の充実の状況に係る区分のうち非対象区分に属すること(自己資本の充実の状況に係る区分のうち第3区分以外の区分に該当する組合の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合を除く。) ロ 直近の事業年度において、当期損失金又は繰越欠損金を生じていないこと。 ハ 直近の事業年度末における貸出しに対する直近の事業年度末に行われた資産の査定において次に掲げる資産(直近の事業年度末における貸出しに含まれるものに限る。)に区分されたものの額の合計額の比率が3%未満であること。 回収不可能又は無価値と判定される資産 最終的に回収不能となる危険性又は最終的な価値の毀損の危険性について重大な懸念が存在することにより損失の発生の可能性が高く、その損失額について合理的な推計が困難な資産 (3) 次に掲げる全ての要件を満たすことにより、余裕金の運用が適切に実行できる業務執行体制が確立していること。 イ 余裕金運用担当部門と経営管理担当部門が分離し、かつ、内部けん制体制及び余裕金運用体制が整備され、並びに余裕金運用担当職員が2人以上配置されていること。 ロ 内部監査担当部門が設置されており、かつ、内部監査担当職員が2人以上配置されていること。 ハ 余裕金の運用方針、運用目的、運用方法等について規定した余裕金運用規程を定めていること。 ニ 余裕金の運用に係る市場関連リスク管理体制の充実が図られるよう余裕金運用会議(常勤役員、参事、余裕金運用担当部長及び経営管理担当部長で構成される余裕金運用に係る市場関連リスク管理のための組織をいう。)が設置されていること。 ホ 令第32条第3項の規定の適用を受けることについて、当該農業協同組合の理事会の議決を経ていること。 ヘ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号。以下「法」という。)第10条第1項第2号及び第3号の事業を行う農業協同組合連合会又は農林中央金庫と預け金(令第32条第1項第1号に規定する預け金をいう。)の計画その他必要な事項について調整が行われていること。				
3	その他 添付書類(系統金融機関向けの総合的な監督指針) (1) 貯金及び定期積金の合計額の直近2年間の月別平均残高 (2) 貸借対照表、損益計算書等財務諸表(連結財務諸表を含む。) (3) 組織図 (4) 職務権限規程 (5) 余裕金運用規程 (6) 内部監査規程 (7) 承認申請に係る議決を行った理事会議事録 (8) その他参考となる資料				